

令和3年3月吉日

各 位

しののめ信用金庫

預金口座解約手続きの簡素化（印鑑不要取引）のお取り扱い開始について

しののめ信用金庫は、下記のとおり、個人および個人事業主のお客さまが預金口座を解約する場合、顔写真付き公的本人確認書類（運転免許証等）のご提示など、一定の条件を満たす場合において届出印の押印を不要とする簡素な手続きによるお取り扱いを開始いたします。

また、本お取り扱いの開始に伴い各預金規定につきましても改定を行いましたので、改定後の各預金規定につきましては、当金庫ホームページでご確認ください。

なお、本お取扱いは本規定改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

当金庫では、今後もお客さまの利便性向上に努めてまいりますので、引き続き、しののめ信用金庫をご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 取扱開始日

令和3年4月1日

2. 対象となるお客さま

個人および個人事業主のお客さま（ご本人さまのご来店が必要となります）

3. 簡素な手続きとなるお取引（印鑑不要取引）

- ・対象となる預金は、普通預金・貯蓄預金・納税準備預金・定期預金・定期積金の各口座
- ・解約元金の合計額が10万円未満

4. ご持参いただくもの

- ・解約するご本人さま名義の通帳または証書、キャッシュカード（発行されている場合）
- ・顔写真付き公的本人確認書類（例：運転免許証等）

5. お取扱場所

当金庫本支店窓口

以 上